

## 農地中間管理事業のイメージ

農地を貸したい人を募集します

# 農地中間管理事業

規模拡大したい担い手に貸し付ける、農業振興地域内の農地を探しています。「農業からのリタイアを考えている」「相続した農地の管理に困っている」などで、貸したい農地がある人は相談してください。

### 事業の仕組み

担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地を解消するため、農地を貸したい人と借りたい人の中間的な受け皿となる農地中間管理機構が指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進めています。千葉県では「公益社団法人千葉県園芸協会」がこの指定を受け、事業を実施しています。

### 貸し付ける場合

貸したい農地がある人は、農地のある市町村か、公益社団法人千葉県園芸協会に相談してください。農地の受け手を探し、賃料の徴収、支払いを行います。一定の要件が満たされた場合は、市に申請することで協力の金の交付を受けることができます。農業振興区域外の土地や再生不能な農地など、借り受けの対象にならない場合があります。

### 申し込み・問い合わせ先

公益社団法人千葉県園芸協会  
農地部  
☎043・223・3011  
市農水産課基盤整備班  
☎68・1173

### 心掛けましょう

## 空き地の適正な管理

このところ市内の私有地で草木が生い茂り、近隣から除草などに関する苦情が数多く寄せられています。私有地は、所有者の責任で管理することになります。

### 除草などの管理を

所有者や管理者は、近隣に迷惑が掛からないよう細心の注意を払い、定期的な除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分など、年間を通じて適正な管理を心掛けましょう。

### 土地を管理しないと

- 伸び放題になった草や枝木が隣地に入り、種子が飛んで洗濯物を汚すなど、近隣に迷惑を掛けることがあります。
- 草を刈らずにそのまま枯らすと、火災になる危険性が増します。
- 廃棄物の不法投棄場所にされ、害虫などが発生し、近隣に迷惑を掛けることがあります。
- 道路の見通しが悪くなり、交通事故が発生する危険があります。

### 問い合わせ先

環境課環境政策班  
☎62・5328



よし、規模拡大しよう！



担い手

### 農地中間管理機構 (千葉県園芸協会)

- ① 農地を借り受ける
- ② 担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付ける
- ③ 必要に応じて、農地の利用条件を改善する

貸し付け

借り受け

農地を貸したいなあ……。



貸し手